会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議名</td><td>令和４年度東浦町高齢者福祉推進協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td>令和５年２月 22 日（水）
午後１時 30 分から午後２時 15 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td>勤労福祉会館　２階会議室１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出席者</td><td>委員</td><td>阿部知司氏、安田裕政氏、冨永凡人氏、舟橋弘芝氏、恒川渉氏、小西愛弓氏、日髙啓治氏、下村卓也氏、吉田禎宏氏、山﨑紀恵子氏、加藤美年子氏、田近美由紀氏、鈴木洋子氏、宮池始氏、原田桂氏、山原将人氏、１名欠席</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>鈴木健康福祉部長、内田ふくし課長、小田健康課長、植田ふくし課地域包括ケア推進係長、齊藤ふくし課社会高齢係長、伊藤健康課成人保健係長、鈴木ふくし課主事、高見社会福祉協議会事務局長、鈴木東浦町社会福祉協議会統括係長兼地域福祉係長、小林東浦町高齢者相談支援センター包括係長</td></tr>
<tr><td colspan="2">議題</td><td>１　あいさつ
２　議題
「第８期東浦町高齢者福祉計画　施策別実施状況（令和４年 11 月末現在)」について
３　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴者の数</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">審議内容
（概　要）</td><td>委員の出席及び会議の成立を確認
会議の公開を決定、傍聴者の確認
議題の審議内容は別紙のとおり</td></tr>
</table>

１　あいさつ
◆健康福祉部長
　出席に対する御礼

◆事務局
　東浦町高齢者福祉推進協議会委員１名が欠席しているが、過半数に達しているため会議を開催。

◆事務局
　配布資料の確認。

◆事務局
　役職変更等による新任委員の紹介。

◆事務局
　東浦町高齢者福祉推進協議会委員長の選任。
　阿部委員を委員長に選任。

◇委員長
　「第８期東浦町高齢者福祉計画　施策別実施状況（令和４年 11 月末現在）」についてを、事務局に説明をお願いする。

◆事務局

２　議題
　「第８期東浦町高齢者福祉計画　施策別実施状況（令和４年 11 月末現在）」について
　基本目標１　地域で暮らし続けるために
　（地域包括ケアシステムの構築）
（１）高齢者福祉サービスの充実
　①高齢者のための支援
　ア　配食サービス事業
　　近年の高齢者人口の増加に伴い、配食を希望される方が多く、延べ配食数は令和２年度 8,509 食に対し令和３年度 10,039 食と約 18%増加している。また、１年に 1 回利用者のアセスメントを行っており、今後も利用者の多様なニーズに応えられるよう事業内容について検討していく。
　ウ　住宅改修費助成事業
　　毎年一定の利用件数がある。年間給付額の欄は年度によって増減があるが、

これは対象世帯が課税であれば10万円、非課税であれば40万円と、課税か非課税かによって給付する額が大きく異なるためである。改修工事の相談から工事完了まで比較的時間がかかる場合が多いため、制度の周知及び利用者への説明を丁寧にするよう努めていく。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の充実

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ア　介護予防・生活支援サービス事業

令和３年度は要支援者545名、事業対象者101名、計646名で、高齢者人口の 5.0%。令和２年度は、高齢者人口の 5.2%なので変化なし。サービスの利用状況としては、令和３年度、現行相当の訪問型サービスが963人、基準緩和の訪問型サービスＡが 18 人、通所型においても現行相当のサービスは1,640人、基準緩和のサービスＡが115人とほとんどが現行相当のサービスを利用する人が約９割となっている。

（イ）通所型サービスＢ（住民主体型デイサービス）

令和２年度、３年度共に対象者実数は合計 46 人となっている。令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、サロンの活動が中止となった期間があったため、実施回数が少なくなっている。

（ウ）通所型サービスＣ

令和２年度、３年度共に、合計実人数は５人となっている。

（エ）訪問型サービスＣ

令和２年度は実人数で８人、３年度は７人となっている。

今後も住民主体サービスの担い手やボランティアの育成など、地域の実情に合わせてサービスの構築に努めていく。また、総合事業利用者のケアプランを多職種で検討する「ふくし向上ケアカンファレンス」を令和４年度から実施し、令和３年度は４回開催し、66名が参加した。今後も自立支援の寄与に努める。

イ　一般介護予防事業

（ア）介護予防把握事業

フレイルスクリーニング事業について

従前、75 歳以上の高齢者に対し、郵送により簡易スクリーニングが行えるフレイルチェックを郵送することで虚弱な状況となっている方を把握し、個別に電話や訪問での健康状態の確認を行っていた。

令和２年度より75歳以上の方が受診する後期高齢者健診（長寿健診）において同様の質問項目を把握する形となり、郵送による確認を行わずとも把握が出来るようになった。

以降、検診の結果をもとに健康状態の把握を行っている。

（イ）介護予防普及啓発事業

令和２年度と令和３年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、教室を中止等したことや、地域の活動の拠点となる各地区コミュニティセンターの貸館や、老人憩の家の一時的な利用中止に伴い、未実施となっている教室、各種相談が多く、実績数が少なくなった。

令和４年度については感染拡大も落ち着いてきたことから通常の教室開催や各地区への訪問などが行えている。

・いきいき健康マイレージ事業

令和２年度と令和３年度についてはコロナ禍による外出控えが影響していると想定される利用実績の減少があった。

令和４年度実績ではコロナ禍の実績数は上回る見込みとしており、今後、コロナ禍以前の実績数に戻すことを目標に周知などを行っている。

②地域ぐるみの生活支援の推進

平成 29 年度に「東浦町における高齢者の健康寿命延伸及び生活支援等のインフォーマルサービスの創出・促進における公民連携に関する協定」を町内外の事業所と締結。令和４年 11 月末現在、65 の事業所が参加している。令和３年度には、高齢者の生活に役立つ生活支援の情報を集めた「ひがしうらアクティブシニア応援ガイド　助さん」の第２弾を作成し、町内の 75 才以上の方を中心に配布し、周知した。

また、生活支援サポーターとして「ひがしうらおすそわけ隊」養成講座を実施し、生活支援を担う人材育成をしています。令和３年度末時点で 98 名が登録し、活動している。

地域住民の交流の場となる居場所を各地区に設置するにあたり、福祉拠点運営に関する相談やコーディネート業務を、「福祉拠点コーディネーター」として認定ＮＰＯ法人絆が行っており、緒川に常設型居場所「グリーン・ラソ」を開設している。この他、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民の交流の場、活躍の場となる地域資源の発掘、創出を進めると共に、住民の支援ニーズとのマッチングを推進する。

（３）認知症施策の推進

①認知症の人やその家族等への支援の充実

ア　認知症サポーターの養成及び活動促進

認知症サポーター養成講座を、町内の小学４年生と中学１年生を対象に開催し、子どもを通じてその親世代にも働きかけをしている。また、住民生活に身近な、イオンモール東浦の従業員に対しても講座を実施している。認知症サポーター養成講座受講者数の累計は、令和４年 11 月末現在で 11,514

人となっており、認知症サポーター養成講座受講者に、学びを深めてもらうため、認知症サポーターフォローアップ講座を開催している。令和３年度、４年度は、愛知県認知症希望大使にご講演いただき、認知症当事者からの話を聞く機会とした。

講座受講者に対し、ボランティアグループ「オレンジパラソル」への登録を呼びかけるなど、認知症サポーターの活動を推進していく。

イ　行方不明高齢者等捜索メール配信システム（みまもりねっと）

認知症の人が行方不明になった際、広域的かつ迅速に捜索ができるよう、あらかじめ登録のある協力者に対し、メール配信を行うもので、令和４年11月末時点で1,019名が登録している。

ウ　認知症高齢者等賠償事故補償保険

認知症の人が偶然の事故によって法律上の損害賠償を負う場合に備えるもので、保険料は町が負担し、認知症の人やその家族等が安心して外出できる環境を整備する。

エ　行方不明高齢者等捜索模擬訓練事業

認知症の人が行方不明になった場合に備え、地域住民、関係機関、行政が一体となった訓練を実施するもので、令和４年度は、イオンモール東浦及び藤江地区で実施したほか、森岡地区及び石浜地区でも実施予定。

オ　行方不明高齢者等家族支援事業

令和３年度までは、東浦町が契約したGPS機器を対象者に貸与し、月額利用料を負担してもらう事業だったが、令和４年度からは、役場が指定する機器から、対象者が好きなものを選び、機器導入の初期費用全額を東浦町が助成する事業に改めている。月額利用料やオプション利用料など、初期費用以外の費用は、全て自己負担となる。令和４年４月から新しい事業を始め、11月末までに９名が利用している。

②相談窓口の充実

ア　認知症カフェ

誰でも参加できる認知症カフェを普及し、認知症の人やその家族が、交流を通じて気軽に相談できる環境とし、認知症カフェでの交流から、認知症地域支援推進員が認知症当事者のニーズを把握し、認知症当事者の社会参加に繋げる。

イ　介護者の会

介護者間の交流や情報交換の場とし、家族の介護に係る心身の負担軽減に繋げます。月に１回、定期開催を実施している。

③早期支援に向けた体制の強化

月に１回、複数の専門職で構成するチーム員会議を実施し、早期診断・早期対応に向けた支援について検討していく。

（４）医療と介護の連携体制の構築

①ICT 技術の活用

情報共有システム「医療・介護おだいちゃんネットワーク」を運用し、複数の支援員が、要支援者に関する情報を共有できる環境を整備しており、令和４年度 11 月末時点で、131 の事業所が登録している。

②多職種連携のためのネットワークづくりの推進

自立支援型地域ケア個別会議（ふくし向上ケアカンファレンス）や、多職種連携研修会を開催し、共に学び、交流できる場を提供している。

（６）高齢者の権利を守る支援の充実

①虐待防止

令和４年度は、11 月末時点で 33 件の虐待通報があり、内３件が新規虐待として認定されている。町広報紙やホームページ、リーフレットによる相談窓口の周知、専門職に対する虐待防止研修会の実施などにより、虐待防止に努めていく。

③成年後見制度利用促進及び④保護措置については、引き続き事業を実施することで、高齢者の生活を支え、権利擁護に努める。

（７）安心・住みよいまちづくりの推進

①高齢者あんしんカード登録

年に１回民生委員が登録者の実態調査を行っており、あんしんカードの登録者数は増加傾向である。

②避難行動要支援者登録

他の事業を含め、引き続きひとり暮らし高齢者及びこれに準ずる高齢者を地域で見守る体制を確保し、関係機関と協力を図ることで安心・住みよいまちづくりを進めていく。また、令和５年度に避難行動要支援者に対し、個別避難計画を作成する予定である。

基本目標２　いきいきと活動するために（生きがいづくりと社会参加の促進）

（１）ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への支援

① ゆうゆうクラブ(老人クラブ)への支援

老人クラブ連合会理事会において、令和４年度から「老人憩の家」という呼び方を「ゆうゆう憩の家」とし、高齢の方のみが利用する施設という誤解を招かないよう愛称をつけることとした。

ゆうゆうクラブ（老人クラブ）会員数の推移を見ると、60 歳以上の人口が増えているにも関わらず、ゆうゆうクラブの会員数が減少している。これには高齢者のライフスタイルの変化や近年の高齢就業者数の増加によること等が考えられる。今後も加入率の増加を図るため、町ホームページや広報での周知のほか、ゆうゆうクラブの皆様と魅力的なクラブ活動の在り方や活動方法等を検

討していく。

（２）老人憩の家の運営

① 老人憩の家の活用と整備

令和４年度には藤江老人憩の家の空調機更新、相生老人憩の家の床を修繕するなど、その他施設の修繕を随時実施していく。今後も地域住民にとって利用しやすい施設となるよう整備を進めていく。

基本目標３　介護が必要になっても安心して暮らせるために（介護保険事業の充実）

（１）介護保険サービスの推進

① 介護保険サービス

令和４年度に北部中学校圏域に介護予防認知症対応型共同生活介護を１施設整備とあるが、新型コロナウイルスの影響で令和５年度末の整備を見込んでいる。

② 包括的支援

職員数が令和２年が 11 人であったが、令和４年度は 18 名になっている。これは、高齢者相談支援センターが支援対象とする 65 歳以上の高齢者人口が増加していることにより、職員配置も増えているということと、後で説明する介護予防支援の対象者のうち、高齢者相談支援センターの職員が直接担当する利用者数の増加によるものである。

イ　総合相談・支援事業

相談者実人数、相談件数、相談内容別件数のすべての数字が、令和３年度から減っている。これは令和２年度までは、包括的支援事業と介護予防支援事業の両方の対象者についてカウントしていたが、令和２年度に実施された知多北部広域連合の実施指導の際に、介護予防支援（要支援の方の相談）はカウントせず、包括的支援事業のみのカウントとするようにと指導があったため、令和３年度よりカウントの仕方を変更した結果、全体の数が減っている。

対応別件数について、これも広域連合からの実施指導の際に、情報提供が少ないとの指摘を受けた。それまでは、情報提供のみをした場合にカウントしていたが、他の相談も受けながら、情報提供をした場合もカウントして良いとの指導を受けたので、令和３年度から全ての情報提供をカウントするようになり、件数が激増している。

カ　指定介護予防支援事業

指定介護予防支援件数の表の令和 4 年度の数値に間違いがあったので訂正です。

こちらは、令和４年４月から 11 月までの８ヶ月の数値である。要支援１・２

及び事業対象者の介護報酬請求数が、正しくは3,070件で、居宅介護支援事業所への委託件数は1,522件となる。

また、冊子の66頁の下段に記載されている指定介護予防支援件数について、平成29年度から令和元年度の数値と、本日の資料の36頁の令和2年度からの数値に相違がある。これは、冊子の方の数値は、月の平均値だが、資料の方（令和2年度以降）は、年間の合計である。こちらを、月平均に直すと、令和2年度の上段が393件、下段が304件、令和3年度の上段が374件、下段が235件となる。令和4年度は4月から11月までの8ヶ月の数値で、上段が383件、下段が190件となっている。

令和２年度までは委託率 76%前後だったが、令和３年度に居宅介護支援事業所のケアマネジャーの退職などにより、委託していた要支援の方の委託が多数解除され、高齢者相談支援センターの職員が直接担当する件数が急激に増えたことにより、令和4年12月の委託率は43.2%となっている。このため、初めに説明した職員数の増加につながっている。

◇委員長

質疑応答を促す。

◇委員

１　認知症サポーター数の目標値について

認知症サポーターの数が年々増えている。令和６年度の目標数値は既に達成しているがどのような目標設定か。

２　老人憩の家の運営について

（１）老人憩の家にゆうゆう憩の家という愛称をつけてはいるが、本計画の中で「ゆうゆうクラブ（老人クラブ）」としているように、老人憩の家についても「ゆうゆう憩の家（老人憩の家）」というように表記できないか。

（２）施策の展開の中で、老人憩の家を「高齢者が誰でも気軽に利用できる施設」と位置付けているが、老人に限らず幅広い世代が利用できる旨を追記できないか。

◆事務局

１　認知症サポーター数の目標値について

令和６年度の目標数値は正しくは13,337人である。

２　ゆうゆう憩の家（老人憩の家）という表記について

令和５年度に策定する第９期東浦町高齢者福祉計画の中で、老人憩の家をゆうゆう憩の家（老人憩の家）という表記をするよう検討する。

３　こちらについても、令和５年度に策定する第９期東浦町高齢者福祉計画の中で、高齢者だけでなく多世代の方が使えるという趣旨で記載するよう検討す

る。

◇委員長
　事務局は委員の貴重な意見などを参考に高齢者福祉計画の充実した運用をするようにお願いしたい。

３　その他
◆事務局
　協議会全体を通しての意見を促す。
　意見無し。

　最後に、その他として１点連絡事項がある。
　第８期計画が令和５年度をもって最終年度となる。令和５年度からは第９期計画に向け、委員の皆様にご審議いただくことを予定している。次年度は、本協議会の開催を年３回程度行い、第９期計画を策定していきたいと考えている。会議日程などについては、改めて連絡する。

◆事務局
　閉会を宣言